

大仙公園における国旗掲揚業務マニュアル

1 業務名 仁徳天皇陵古墳拝所前における国旗掲揚業務

2 業務内容

本業務は、堺市大仙公園事務所と発注者との間において、平成22年11月22日付で取り決められた「仁徳陵古墳拝所前における国旗掲揚に関する取り決め事項」に基づき、堺市大仙公園の仁徳天皇陵古墳拝所前に所在する掲揚施設に国旗を掲揚するものである。

3 掲揚方法 堺市総務局総務課策定（令和5年3月15日改定）「国旗・市旗掲揚マニュアル」に準拠して行う。

国旗掲揚の業務分担は、平日については大仙公園事務所とし、それ以外の土・日・祝日は発注者（大仙公園観光案内所）とする。

4 掲揚担当 受注者（大仙公園案内所業務の一環とする。）

5 掲揚日時 国旗掲揚時間は、土・日・祝日の午前9時から午後4時30分までとする。

ただし、掲揚の可否基準は午前9時頃の気象予報において、概ね午前9時から午後5時までの堺市（大仙町・百舌鳥夕雲町付近）の降水確率が20%であることとし、20%以上の場合は不掲揚とする。また、午前9時頃の気象予報において、堺市内に暴風警報が発令されている時も不掲揚とする。さらに、国旗掲揚中に不測の降雨に遭うなど、国旗が水分を多量に含んだ状態で掲揚が困難となった時は、直ちに降納すること。

6 その他 「仁徳陵古墳拝所前における国旗掲揚に関する取り決め事項」に基づき、発注者が堺市大仙公園事務所と調整し、受注者に指示する。

旗の所有は大仙公園事務所であり、汚れが目立つ場合や破損が起きた場合は事前に依頼を行い、交換をする。

以上